

だいしん定期「センス」

平成29年7月7日現在

1. 商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金〈S・M型〉〔単利型〕
2. 販売対象	・日本国内に住所を有する(短期居住者除く)満20歳以上の個人
3. 期間	・1年、元金自動継続式
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入(専用普通預金からの振替のみとなります。) ・1口座あたり100万円以上1,000万円以下 ・1顧客あたり1,000万円以内 ・1万円単位 ・お電話(テレホンバンキング)からの受付のみで、営業店でのお取扱はできません。
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払戻します。 払戻しは、お電話(テレホンバンキング)による受付になります。なお、払戻し金は専用の普通預金口座へ入金させていただきます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、下記のとおり取り扱います。 本商品取扱期間中は所定の利率を適用します。 本商品取扱終了後の自動継続後の利率は、自動継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、マル優の取扱いはしません。 ・証書または、通帳は発行いたしません。 ・「総合口座」の担保とする取扱いはできません。
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 6ヵ月未満・・・解約日における普通預金の利率 6ヵ月以上1年未満・・・約定利率×50%
11. 金利情報の入手方法	・当金庫ホームページ「預金金利一覧表」をご覧ください。または、窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話：06-6775-6594)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・本定期預金を新規にお預け入れいただく場合は、専用の普通預金口座の開設後、お電話（テレホンバンキング）でのお申し込みをしていただく必要があります。・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。・預金保険制度の付保対象預金です。 1 預金者あたり元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。)
----------------	--